

「消費者行政の体制整備のための意見交換会」の開催実績・主な意見

1. 開催実績

第1回（平成25年3月14日（木））

- ・佐野 真理子（主婦連合会事務局長）
- ・長田 三紀（全国地域婦人団体連絡協議会事務局次長）
- ・拝師 徳彦（弁護士、ウォッチねっと事務局長）
- ・花井 泰子（適格消費者団体あいち消費者被害防止ネットワーク理事）

第2回（平成25年4月25日（木））

- ・足立 敏（前京都府府民生活部消費生活安全センター長）
- ・片山 登志子（弁護士、特定非営利活動法人消費者支援機構関西副理事長）
- ・斎藤 仁（日本経済団体連合会政治社会本部長）
- ・丹野 美絵子（全国消費生活相談員協会理事長）
- ・中村 雅人（弁護士、元日本弁護士連合会消費者行政一元化推進本部本部長代理）

第3回（平成25年6月5日（水））

- ・河野 康子（一般社団法人全国消費者団体連絡会事務局長）
- ・山本 隆司（東京大学大学院法学政治学研究科）
- ・池本 誠司（弁護士）

2. 有識者ヒアリングでの主な意見

(1) 消費者庁、消費者委員会の発足以降の消費者行政における取組の評価

- ・消費者庁による立法や執行は増えているが、まだ成果が感じられない。
- ・消費者委員会の体制は不十分。

(2) 消費者行政に係る体制の在り方

①消費者行政の司令塔機能の発揮

- ・司令塔機能の発揮は不十分。司令塔機能の発揮には、消費者庁・消費者委員会・国民生活センターの連携や、大臣の総合調整権限の活用が必要。
- ・消費者委員会の建議・提言の活用が不十分。

②消費者行政を担う職員の養成・確保

- ・プロパー職員を増やすべき。

- ・消費者被害の現場を経験することで、消費者目線を習得することが必要。
- ・消費生活相談員資格の法的位置付けを明確化すべき。

③消費者団体や地方自治体などの総合力の充実

- ・情報や政策の共有など、国と地方の連携強化が必要。
- ・地方消費者行政への財政措置をすべき。地方自治体の規模や実態に応じて取り組むべき内容について、基準を確立すべき。
- ・消費者団体への財政支援や、事業者のノウハウ・知恵の活用が必要。

(3) 国民生活センターの在り方

①国民生活センターの各機能の充実・強化

- ・国民生活センターの機能の充実・強化は、消費者行政の充実・強化につながる。
- ・直接相談や国際的なトラブルへの対応を実施すべき。
- ・相模原事務所研修施設の活用を含め、研修機能を強化すべき。

②組織形態

(国民生活センターの国への移行について)

- ・国への移行には反対。予算・人員の削減を受けない、独立性を確保した法人とすべき。
- ・「独立性を法的に担保した特別の機関として、消費者庁を移行先とする」という考え方は、現状を踏まえたベストな案または現実的。

(今後の検討の視点)

- ・独立行政法人改革ではなく、消費者行政の充実・強化の視点から検討すべき。
- ・消費者行政を充実・強化するために、消費者庁、消費者委員会、国民生活センターの間においてどのような連携が必要であり、それを実現する上で国民生活センターの組織はどうあるべきか、との視点から検討すべき。
- ・地方消費者行政を強化するために、消費者庁や国民生活センターはどのような機能を果たすべきであり、それを実現する上で国民生活センターの組織はどうあるべきか、との視点から検討すべき。
- ・国民生活センター各機能の一体性の必要性はあるか、との視点から検討すべき。
- ・独立行政法人のまま充実・強化できないか、との視点から検討すべき。